ガイアグループ税務ニュース

税理士法人 テルス 編集発行人 公認会計士・税理士 磯海 雄介

〒962-0839 福島県須賀川市大町442-3 TEL: 0248-75-2207 FAX: 0248-72-2207 https://gaiaproject.jp



ナンテン

*12*_月

2023 (令和5年) 師走 - DECEMBER -

日	•	10	24
月	•	11	25
火	•	12	26
水	•	13	27
木	•	14	28
金	1	15	29
土	2	16	30
日	3	17	31
月	4	18	•
火	5	19	•
水	6	20	•
木	7	21	•
金	8	22	۰
+	9	23	•

12月の税務と労務

国 税 給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国 税 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶 者控除等申告書兼所得金額調整控除 申告書・保険料控除申告書・住宅借 入金等特別控除申告書の提出

今年最後の給与を支払う前日

国 税 11月分源泉所得税の納付

12月11日

国 税 10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 1月4日

国 税 4月決算法人の中間申告 1月4日

国税 1月、4月、7月決算法人の消費税等 の中間申告(年3回の場合) 1月4日

地方税 固定資産税・都市計画税 (第3期分)

の納付 市町村の条例で定める日

労務 健康保険・厚生年金保険被保険者賞 与支払届 支払後5日以内

ワンポイント 印紙の消印-

収入印紙による印紙税の納付は、課税文書に収入印紙を貼付して消印します。 消印は納税を成立させるほか、収入印紙の再使用を防止する趣旨もあります。消 印は印章又は署名により行い、氏名・名称などを表示した日付印、役職名・名称 等を表示したゴム印も認められますが、鉛筆による署名は認められていません。

退職金を受け取った場合の税務上の取扱いについて、今回はその計算方法や注意点を確認していきます。

1 退職所得とは

退職所得とは、退職により勤務先から受ける退職手 当や功労金などの所得をいい、社会保険制度などによ り退職に基因して支給される一時金、適格退職年金契 約に基づいて生命保険会社または信託会社から受ける 退職一時金なども退職所得とみなされます。

2 役員が分掌変更した場合の注意点

分掌変更とは、一般的に社長や取締役が退任の後、 例えば会長や監査役として、引き続き会社に残ること をいいます。その際に支給される退職金は、次のよう に分掌変更により役員としての地位や職務の内容が激 変して、実質的に退職したと同様の事情にある場合に のみ退職所得として認められます。

- ・ 常勤役員が非常勤役員になったこと。ただし、常 勤していなくても代表権を有している場合や、実質 的にその法人の経営上主要な地位にある場合は除か れます。
- ・ 取締役が監査役になったこと。ただし、実質的に その法人の経営上主要な地位を占めている場合は除 かれます。
- ・ 分掌変更の後の役員給与がおおむね50%以上減少したこと。

これらの要件を満たしていない場合は、役員賞与と して給与所得の対象となりますのでご注意ください。

3 退職所得の計算

(1) 収入時期

退職金がいつの年分の所得となるかは、収入すべきことが確定した日がいつであるかにより判定します。

一般的には、支給の基因となった退職の日となり

ますが、役員に対するものについては、その役員の 退職後、株主総会等の決議があった日など、支給金 額が具体的に定められた日とされます。

(2) 退職所得の計算方法

退職所得の金額は、原則として、次の計算式を用いて計算します。

〈計算式〉

(収入金額-退職所得控除額)×1/2

この場合の「退職所得控除額」は、下表のように 計算します。

退職所得控除額の計算の表

勤続年数(=A)	退職所得控除額	
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)	
20年超	800万円+70万円×(A-20年)	

なお、勤続年数に1年未満の端数がある場合には 1年として切り上げ、障害者になったことが原因で 退職した場合の退職所得控除額は、100万円を加え た金額となります。

更に、前年以前に退職金を受け取ったことがあるときや、同一年中に2か所以上から退職金を受け取るときなどは、控除額の計算が異なるケースがあります。

① 特定役員退職手当等の計算

退職金に係る勤続期間のうち、役員として勤務 した期間の年数が5年以下である方が支払いを受 ける退職金については、前記の計算式のうち、1 /2計算の適用はありません。

② 短期退職手当等の計算

役員以外として勤務した期間の年数(役員として勤務した期間がある場合はその期間も含めます)が5年以下である方が支払いを受ける退職金については、退職金の額から退職所得控除額を差し引

いた額のうち300万円を超える部分については、 前記の計算式のうち、1/2計算の適用はありま せん。

(3) 死亡退職金の取扱い

死亡退職に伴い支払われる退職金は、原則として「みなし相続財産」となり、相続税の課税対象となります。

したがって、亡くなった方本人の所得税及び復興 特別所得税(所得税等)及び住民税の課税対象とは なりません。

4 退職所得の税額計算

(1) 「退職所得の受給に関する申告書」の提出をしている場合

退職所得は、原則として給与所得などの他の所得 と分離して所得税等を計算します。退職金の支払先 に対して「退職所得の受給に関する申告書」の提出 をしている場合は、その支払者が所得税等や住民税 を計算し、その支払の際、退職所得の金額に応じた これらの税額が差し引かれるため、原則として確定 申告は必要ありません。ただし、給与所得などの他 の所得が少ない場合などは、医療費控除や寄附金控 除の適用等により、源泉徴収により差し引かれた税 額が確定申告で還付になる場合もあります。

差し引かれる税額の例は、右上のとおりとなります。

(2) 「退職所得の受給に関する申告書」の提出をしていない場合

「退職所得の受給に関する申告書」の提出をしていない場合は、支払者は退職金の支給額に20.42%の税率を乗じて計算した所得税等の額を源泉徴収します(住民税は考慮しません)。

【計算例】

退職金の支給額 2,000万円 勤続年数29年6ヶ月⇒30年(1年未満の端数切上げ)

1 退職所得の額

(2,000万円-1,500万円※)×1/2=250万円

※ 退職所得控除額

800万円+70万円×(30年-20年)=1,500万円

2 税額

(1) 所得税・復興特別所得税(退職所得×税率-控除額)×102.1%

(250万円×10%-97,500円)×102.1%= 155,702円(1円未満切捨て)

(2) 住民税 (10%) 250万円×10%=25万円

(1)の例によれば、支払者は2000万円×20.42%=408.4万円を源泉徴収して支給することになります。

この場合には、退職金の受給者本人が確定申告をして、「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けている場合と同様の計算を行い、所得税等の精算をすることになります(この申告により、後日、住民税が課税されることになります)。

このように、受給者が確定申告を行うことにより 最終的に税額が精算されますが、「退職所得の受給 に関する申告書」の提出の有無にかかわらず、税額 が変わることはありません。

【参考資料】 国税庁

「退職金を受け取ったとき」-



業務改善助成金の拡充(賃金の引上げ時)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

令和5年8月末に、制度の拡充(対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請を可能に)が行われました。

これにより、事業場規模50人未満の場合、令和5年 4月1日から12月31日までに賃金引上げを実施していれば、 賃金引上げ計画の提出不要(賃金引き上げ結果および事 業実施計画(設備投資等の計画)は必要)になりました。

助成金支給までの流れ、手続きの詳細は厚生労働省ホームページやリーフレット等によりご確認ください。

税金クイズ

大正13年の山形県西郷村(現在の上山市)の納税にまつわる話をベースに制作された映画のタイトルは、次のうち、どれでしょう。

- ① 「北國の少年」
- ② 「税務署長の冒険」
- ③ 「遺産相続」

【解説】

大正14年頃、税務署が「納税美談『孝子芳松』」という小冊子を市町村との税務協議会などの会合や、納税組合、学校などに紹介するなどし、広く普及を図った映画が、「北國の少年」です。

この映画は、文部省が制作した白黒・無声、本人たちによる再現映像からなる約15分の映画です。貧しい芳松少年の家、収入役の督促、学校で納税の大切さを教わりドジョウ捕りを決心する芳松少年、雪の中でドジョウを捕り、それを売って役場で納税する場面と

令和6年以降の住宅ローン控除

令和6年、令和7年に新築住宅に入居する場合で、令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅について、住宅ローン控除を受けるには、原則として省エネ基準に適合する必要があります。これに伴い、令和6年・令和7年に新築住宅に入居する場合の住宅ローン控除の確定申告にあたっては、省エネ基準に適合することを証する一定書類の提出が必要となります。

なお、省エネ基準を満たさない住宅の場合であっても、令和5年12月末までに建築確認を受けたもの、又は、令和6年6月30日以前に建築されたものは住宅ローン控除の対象となりますが、省エネ基準が満たされないため、適用される借入限度額は2000万円、控除期間は10年となります。

続き、最後は小学校で表彰状を手にした笑顔の芳松一家が写し出されて終わります。

冒頭の小冊子は、大正13年、山形県西郷村の木村 芳松という少年が、一家の納税のため1年以上もドジョ ウ捕りをし、西郷村や仙台税務監督局から表彰された 話がベースとなって作成され、この映画のきっかけになっ たものです。映画フィルムは、全国の税務監督局に配 付されたものの、映写器や映写幕、さらには映写技師 等を全て自前で用意しなければならなかったことから、 税務署が活用する機会は少なく、小冊子の配布により その普及に努めたようです。

「孝子芳松」は、親孝行な子どもの話として普及していき、鹿児島県東市来村(現在の日置市)では、納税劇として公会堂で上演されました。

正解は、①「北國の少年」でした。(出典:税務大学校税務情報センター)

KEY WORD 新NISAの非課税保有限度額

令和6年1月1日以降、NISA制度は最大360万円の年間投資枠を有する新たな制度(新NISA)に衣替えされます。

新 NISA 口座では、口座全体で保有する商品の金額(非課税保有額)に一人 1800 万円の「非課税保有限度額」(内、成長投資枠 1200 万円)が設定されます。

ある年の非課税保有額は、その前年末時点において開設されている新 NISA 口座で保有する上場株式等の買付代金と、その年中に新たに投資する上場株式等の買付代金の合計額をもとに算定します。年間投資枠の範囲内であっても、この非課税保有限度額を超えて投資することはできません。

非課税保有額は、NISA 口座で保有する商品を 売却することで減少しますが、減少した分すぐ利 用できるわけではありません。その減少した分は、 翌年以降に年間投資枠の範囲内で新たな投資に利 用することができます。